

日銀業第561号
2021年11月17日

国債振替決済制度参加者
国債振替決済制度間接参加者 御中
国債振替決済制度外国間接参加者

日本銀行業務局

「国債振替決済制度に関する規則」の一部改正に関する件

国債振替決済制度における預金保険機構の参加者口座において種別「口座情報等勘定」を設定することとしたことに伴い、または規程整備の観点から、標記規程（平成15年1月9日付日銀業第4号別紙2）の一部を別紙のとおり改正し、2021年12月1日から実施することとしましたので通知します。

以 上

「国債振替決済制度に関する規則」中一部改正

- 第七条を横線のとおり改める。

(参加者口座の種別の設定)

第七条 参加者口座の種別（特別課税種別を除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める参加者口座において設ける。

一 }
二 } 略（不変）
三 }

十一 金融再生勘定、早期健全化勘定、危機対応勘定、機能強化勘定、被害回復勘定、地域活性化勘定、東日本再生勘定及び、休眠預金等勘定及び口座情報等勘定 預金保険機構の参加者口座

○ 別表第一号を横線のとおり改める。

一 参加者口座の種別及び内訳区分

種別	各種別に記載又は記録をする振込国債	内訳区分	各内訳区分に記載又は記録をする振込国債
略（不変）			
信託口1	① 略（不変）	略（不変）	略（不変）
	② 当該参加者を受託者（租税特別措置法第五条の二第七十九項（同法第四十一条の十三の三第十二項において準用する場合を含む。）に規定する信託の受託者に限る。）とする信託のうち同法第五条の二第四項（同法第四十一条の十三の三第十二項において準用する場合を含む。）に規定する信託の信託財産に属する振込国債であって、同法第五条の二第一項若しくは第五項後段又は第四十一条の十三の三第一項の規定の適用を受けるもの（日本銀行が源泉徴収を行うものを除く。）		
略（不変）			
休眠預金等勘定	略（不変）		
口座情報等勘定	<u>預金保険機構が権利を有する振込国債のうち公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十四条に規定する特別の勘定に係るもの（預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第十一条第二項の規定により、当該特別の勘定に係るものとみなされるものを含む。）</u>	自己口Ⅰ	<u>利付国債、割引国債及び分離国債（預金保険機構を質権者とする質権の目的であるものを除く。）</u>
		自己口Ⅱ	<u>利付国債、割引国債及び分離国債のうち預金保険機構を質権者とする質権の目的であるもの</u>

(注) 略（不変）